

## 社会福祉法人清徳会の行動計画

清徳会では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目指し、次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間

### 2 内容

**目 標** 前期間に引続き、平成26年度から清徳会の育児などに関する支援制度の周知を行う。

**対 策** 毎年度初めに、育児休業等に関する規程などの職員配付用紹介資料を作成し配付する。

職員会や内部研修を通じて支援制度の内容の周知を行う。

規程などの変更があった際に備えて、12月に再度周知を行う。

**目 標** 計画期間中に育児休業の取得を、男性は取得者1人以上、女性は取得率80%以上とする。

**対 策** 育児休業取得について、男性も取得できる事を含め、職場の理解向上のための取り組みを行う。

休業しても職場でカバーしあえるよう、柔軟な職務の分担やそれに対応できる人材育成を行う。

一定期間育児休業を取得しても原職に復職できることを周知し、安心して休業できるようにする。

**目 標** 年次有給休暇の取得を促進のため半日単位の取得可能な制度とする。

**対 策** 年次有給休暇が半日単位でも取れる制度を確立し周知する。

勤務表作成時に計画的付与ができるよう取り組む。

平成26年度から毎年1回取得状況の実態調査と取得啓発を行う。

目 標 所定外労働の縮減に向けてノー残業デーを設定・実施する。

対 策 毎週水曜日をノー残業デーとし、その実行を周知徹底する。

会議はできる限り時間内に行うものとする。

会議やカンファレンスなどを短時間に効率的にできるよう徹底する。

目 標 計画期間中に出産や育児による退職者を再雇用するための手順等を制度化する。

対 策 退職者をリスト化し、臨時職員雇用の対象として役立てる。

臨時職員としての勤務実績による評価を優先し、再雇用する制度を導入する。

育児等の支援制度を活用し、働きやすい職場づくりをすすめる。

目 標 計画期間中に事業所内託児施設の開設に向けた調査・研究を行う。

対 策 平成26年度中に託児施設の利用対象職員に希望等の調査を行う。

現在の施設内で開設することが可能か、委託などにより実施できるかなどを研究する。

平成26年4月

社会福祉法人清徳会

策定日 平成26年3月24日